



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月6日(金) 第9756号

目次

ページ

規則

- 群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(障害政策課) 2
- 群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(同) 2

告示

- 過疎地域自立促進特別措置法の規定による市町村道整備事業の実施(道路管理課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 4
- 農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除(技術支援課) 4
- 都市計画工業団地造成事業の決定に係る縦覧(都市計画課) 5
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る縦覧(同) 5
- 同 6
- 同 6
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧(同) 6
- 同 7
- 同 7
- 同 7
- 同 8
- 同 8
- 同 8
- 都市計画道路の変更に係る縦覧(同) 9

公安委員会規則

- 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) 9

■規則

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十九号

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年群馬県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号中「明・大・昭・平」を「明・大・昭・平」を「(和暦)」に改め、同様式注に次のように加える。

別記様式第十八号中「個人番号」を「生年月日(和暦)個人番号(注3)」に改め、同様式注に次のように加える。

3 本人が再交付申請をする際に、次の(1)又は(2)の書類を掲示することにより、本人確認を行った場合には、個人番号の記載を省略することができます。

(1) 以下の書類のうち1つ以上

ア 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

イ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示等の措置が施され、群馬県知事が適当と認めるもの

(2) 以下の書類のうち2つ以上

ア 医療保険被保険者証等、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

イ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて、群馬県知事が適当と認めるもの

別記様式第十九号中「平成」を「(和暦)」に改め、同様式注に次のように加える。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書等は、この規則による改正後の群馬県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十号

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年群馬県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中

身体障害者手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	
-----------	---------------	--

精神障害者保健福祉手帳番号		
---------------	--	--

改める。

様式第八号中

住所	住所	電話
----	----	----

改める。

住所	住所	電話
受診者住所	受診者住所	
個人番号	個人番号※1	

「(受診者が18歳未満の場合)」を「(受診者が18歳未満の場合) ※2」に改める。

住所	住所	電話
----	----	----

群馬県知事 〆	群馬県知事 〆
---------	---------

群馬県知事 〆	
---------	--

※1 本人が再交付申請をする際に、次の(1)又は(2)の書類を掲示することにより、本人確認を行った場合には、個人番号の記載を省略することができます。

(1) 以下の書類のうち1つ以上

ア 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

イ

イ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示等の措置が施され、群馬県知事が適当と認めるもの

(2) 以下の書類のうち2つ以上

ア 医療保険被保険者証等、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

イ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であつて、群馬県知事が適当と認めるもの

※2 申請を障害児の保護者が行う場合、保護者について上記の書類を掲示し本人確認を行った場合には、保護者及び障害児両方の個人番号の記載を省略することができます。

改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出されている申請書等は、この規則による改正後の群馬県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第224号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により、市町村道の整備事業を次のとおり行う。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始
大上線	甘楽郡南牧村大字熊倉字向山719-5地先から同郡同村大字同字貝掛754-2地先まで	道路改築 (道路改良)	令和元年12月6日
	甘楽郡南牧村大字熊倉字大上883-3地先から同郡同村大字同字同896-5地先まで		

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年11月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人三和会
- 3 代表者の氏名 三俣和哉
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市住吉町二丁目6番11号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者に対して、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう福祉に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の規定により昭和47年5月8日に指定した渡良瀬河流域農用地土壌汚染対策地域について、同法第4条第1項の規定により令和元年12月3日、次のとおり指定地域の一部を解除した。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

指定市町村名	指定の解除をする区域
桐生市	桐生市の区域のうち、次に掲げる区域

	1 赤岩用水地区 第1図の桃色に着色した部分(新宿三丁目、境野四丁目、境野六丁目及び境野七丁目の一部)
太田市	太田市の区域のうち、次に掲げる区域 1 新田堀用水中流地区 第2図の桃色に着色した部分(吉沢町の一部) 2 休泊堀用水中流地区 第3図の桃色に着色した部分(只上町の一部) 3 休泊堀用水下流地区 第4図の桃色に着色した部分(上小林町、台之郷町及び東金井町の一部) 4 蕪川用水地区 第5図の桃色に着色した部分(植木野町の一部)

なお、関係図は省略し、群馬県農政部技術支援課及び群馬県東部農業事務所に備え置いて縦覧に供する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、玉村都市計画工業団地造成事業を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画工業団地造成事業 高崎玉村スマートIC北地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 玉村町大字上新田及び板井の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本一太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画、前橋勢多都市計画、富士見都市計画、高崎都市計画、榛名都市計画、箕郷都市計画、吉井都市計画、伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画、藤岡都市計画、鬼石都市計画、玉村都市計画、渋川都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、榛東都市計画、吉岡都市計画、下仁田都市計画及び甘楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(県央広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン)
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県高崎土木事務所、群馬県安中土木事務所、群馬県藤岡土木事務所、群馬県富岡土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課、高崎市都市整備部都市計画課、伊勢崎市都市計画部都市計画課、渋川市建設部都市計画課、藤岡市都市建設部都市計画課、富岡市建設水道部都市計画課、安中市建設部都市整備課、榛東村建設課、吉岡町産業建設課、下仁田町建設水道課、甘楽町建設課及び玉村町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日(金)から同月20日(金)まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 中之条都市計画、長野原都市計画、草津都市計画及び吾妻都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（吾妻広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県中之条土木事務所、中之条町建設課、長野原町建設課、草津町愛町部企画創造課及び東吾妻町建設課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日(金)から同月20日(金)まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画及びみなかみ都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（利根沼田広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県沼田土木事務所、沼田市都市建設部都市計画課及びみなかみ町地域整備課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日(金)から同月20日(金)まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画、新里都市計画、太田都市計画、藪塚都市計画、館林都市計画及びみどり都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東毛広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）

- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所、群馬県桐生土木事務所、群馬県館林土木事務所、桐生市都市整備部都市計画課、太田市都市政策部都市計画課、館林市都市建設部都市計画課、みどり市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市建設課、千代田町都市整備課、大泉町都市建設部都市整備課及び邑楽町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日(金)から同月20日(金)まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 前橋都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、高崎都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 高崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、桐生都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 桐生都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 桐生都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 伊勢崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 伊勢崎都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、藤岡都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 藤岡都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 藤岡都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県藤岡土木事務所及び藤岡市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、

玉村都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類 玉村都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 玉村都市計画区域全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、桐生都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画道路 3・6・35号 新桐生南線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 桐生市広沢町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和元年12月6日から同月20日まで

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

群馬県公安委員会委員長 金子 正 元

群馬県公安委員会規則第6号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「、運転操作の妨げとなるような服装を避けるとともに」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111
